

# 令和4年度矢板市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

## 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

矢板市の農業は、昔から稲作地帯であったが、主食用米の需要の減少に伴い営農形態の変更を余儀なくされてきた。このような中には、規模拡大による土地利用型農業の確立を目指す農家や、園芸作物を取り入れた複合化により経営の安定を図ろうとする農家もでてきてはいるが、近年では、農家の高齢化及び後継者不足による農家数の減少並びに不作付地の拡大等が懸念されている。

また、農業機械の普及により、農地の流動化が進みづらい傾向にある。

## 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

やいた創生未来プラン等を踏まえ、水田を活用した野菜等の高収益作物の生産拡大を推進し、水田農業の収益性向上を図る。

適地適作を基本とし、人・農地プランやほ場整備と連携した団地化を推進することで、産地の競争力向上を図る。

先端技術等 (Society5.0) を活用した生産性向上の検討を進めるとともに、適切な栽培管理等の基本技術の励行による品質・収量の向上を目指すことで、稼げる水田農業の実現を図る。

## 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

適地適作を基本としつつ、実質化された人・農地プランの実行を通じ「人」と「農地」と「作物」を適切に組み合わせ、担い手への農地の集積・集約を促進し、経営の大規模化による効率的な生産を推進する。

また、水田の過去の作付け状況を踏まえ、より効率的な生産が行われるよう、畑地への転換を図る「畑地化」の取組を推進する。

また、地域の担い手が自ら考え、最適なローテーションを構築していくよう推進を図る。

## 4 作物ごとの取組方針等

### (1) 主食用米

矢板市の米生産は、コシヒカリが約70%を占め、次いでとちぎの星が作付され、4月下旬から5月上旬にかけて田植えを行う早期栽培が主流となっており、天候等による被害が出た場合は大きな打撃を受けやすくなっている。

生産された米は、JA・集荷組合を通じて「栃木米」として出荷販売、JAのカントリーエレベーター等で乾燥調製されたコシヒカリは、全農を通じコープネットに供給されている。実需者の求める「品質の安定」、「安全・安心（トレーサビリティ）」、「こだわり（減農薬・減化学肥料）」等に対応した米の生産と安定取引の推進を図る。

### (2) 備蓄米

非主食用米として重要な位置づけにあり、地域の稲作経営と水田の維持・発展のためにも有効であることから、JAグループ・集荷組合との連携を図り、生産の拡大と安定供給を図る。

### (3) 非主食用米

#### ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、やいた創生未来プラン等を踏まえた飼料用米の生産拡大を図る。生産拡大にあたっては、「多収品種」、「フレコン・バラ出荷」等の取組を要件とする産地交付金を活用した推進を図る。また、二毛作や耕畜連携（飼料用米のわら利用）による農地の高度利用等を進め、現行作付面積の維持・拡大を図る。

#### イ 新市場開拓用米

世界的に和食の人気が高まっており、コメの新たな需要が見込めるところから、今後の生産に向け、販売業者と連携して取り組みを図る。

#### ウ WCS用稻

第2次21世紀矢板市総合計画に沿って、専用品種の導入又は家畜堆肥の施用によるWCS稻の作付面積の維持を図る。また、二毛作や耕畜連携（WCS用稻の資源循環）による農地の高度利用等を進め、現行作付面積の維持・拡大を図る。

#### エ 加工用米

実需者及びJAグループ・集荷組合との連携を図り、生産の拡大と安定供給を図る。また、二毛作による農地の高度利用等を進め、現行作付面積の維持・拡大を図る。

### (4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆においては、栽培面積の減少に加え単収も低い水準で推移していることから、生産量が年々減少しており、実需とのギャップも生じている。効率的な生産体制への転換及び二毛作による農地の高度利用等を進め、現行の麦・大豆作付面積の維持・拡大を図りながら、需要者ニーズに対応した麦・大豆生産を推進する。

また、麦・大豆においては、「排水対策」、「土づくり」等の取組を支援し、実需者の求める「品質の安定」、「安全・安心（トレーサビリティ）」に対応しつつ、高品質安定生産を図る。

さらに、水田での飼料作物についても、二毛作又は二期作の取組を支援し、また、耕畜連携の促進による取組面積の拡大や収量の向上・高品質化を図る。

### (5) そば

そばは、麦・大豆に次ぐ土地利用型作物として、地元そば店・直売所向けに作付けが進んでいる。地域活性化を担う重要な振興作物であるが、湿害の影響が大きく作柄変動が大きい。実需者の求める「品質の安定」、「安全・安心（トレーサビリティ）」に対応しつつ、高品質安定生産を図る。また、二毛作による農地の高度利用等を進め、現行作付面積の維持・拡大を図る。

### (6) 地力増進作物

緑肥作物のすき込み等により、地力の回復を図り、高収益作物等の生産拡大を図っていく。

○対象作物：えん麦、アウェナストリゴサ（えん麦野生種）、ライ麦、ライ小麦、大麦、小麦、大豆、そば、稻、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファアル

ファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花（なたね）、カラシナ、ハゼリンソウ、ダイカンドラ

※ 対象作物は青刈りを含む

#### （7）高収益作物

やいた創生未来プラン等を踏まえ、矢板市内で相応の生産実績のある品目や、生産者の経営向上に寄与することができる9品目（いちご・しゅんぎく・トマト・うど・ねぎ・かんしょ（さつまいも）・アスパラガス・たまねぎ・かぼちゃ）の「品質の安定」、「安全・安心（トレーサビリティ）」を推進、生産拡大さらには産地化を図る。

#### 5 作物ごとの作付予定面積等

#### ～ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作
主食用米	1,435		1,282		1,200
備蓄米	93		98		98
飼料用米	332		470		550
米粉用米	0		0		0
新市場開拓用米	8		9		9
WCS用稻	25		27		27
加工用米	101		98		98
麦	136	6	137	7	137
大豆	13.4	7	13.5	7	13.5
飼料作物	99.6	36	100.5	36.5	100.5
・子実用とうもろこし	0		0		0
そば	69.7	23	69.7	23.6	69.7
なたね	0		0		0
地力増進作物	0		0		0
高収益作物	28		35		37
・野菜	28		35		37
・花き・花木	0		0		0
・果樹	0		0		0
・その他の高収益作物	0		0		0
その他	0		0		0
	0		0		0
畠地化	0		0.1		0.1

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	いちご、トマト、しゅんぎく、ねぎ、うど、かんしょ、アスパラガス、たまねぎ、かぼちゃ（基幹作）	矢板市園芸9品目の産地化支援	取組面積	(令和3年度) 27.7ha (注: 7品目の面積)	(令和4年度) 35.0ha (令和5年度) 37.0ha
2	飼料用米（基幹作）	飼料用米の生産性向上支援	収益力向上の取組面積	(令和3年度) 332.1ha	(令和4年度) 470.0ha (令和5年度) 550.0ha
3	麦、大豆（基幹作・二毛作）	麦・大豆の生産性向上支援	収益力向上の取組面積	(令和3年度) 150.6ha	(令和4年度) 150.5ha (令和5年度) 153.0ha
4	麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、飼料用米、加工用米、そば（二毛作・二期作）	二毛作・二期作支援	取組面積	(令和3年度) 68.2ha	(令和4年度) 74.1ha (令和5年度) 74.5ha
5-1	飼料用米（基幹作）	耕畜連携支援（わら利用）	取組面積	(令和3年度) 35.4ha	(令和4年度) 36.0ha (令和5年度) 36.0ha
5-2	WCS用稻（基幹作）	耕畜連携支援（資源循環）	取組面積	(令和3年度) 4.6ha	(令和4年度) 4.9ha (令和5年度) 5.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

新様式(公表用)

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:栃木県

協議会名:矢板市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	矢板市園芸9品目の産地化支援	1	15,680	いちご、トマト、しゅんぎく、ねぎ、うど、かんしょ、アスパラガス、たまねぎ、かぼちゃ(基幹作)	交付対象水田であり、出荷・販売を目的に生産されていること
2	飼料用米の生産性向上支援	1	4,335	飼料用米(基幹作)	次のいずれかに取組むこと等(多収品種の使用、直播栽培、家畜堆肥の施用(1t以上/10a、鶴糞堆肥施用の場合はこの限りではない)、団地化(1ha以上)、収穫機械の共同利用、フレコン、バラ出荷)
3	麦・大豆の生産性向上支援	1	4,058	麦、大豆(基幹作)	次のいずれかに取組むこと(団地化100a以上、排水対策、ほ場条件の改善(暗渠又は心土破碎、土づくり、大豆300A技術)
3	麦・大豆の生産性向上支援(二毛作)	2	4,058	麦、大豆(二毛作)	麦・大豆は農協等との出荷契約又は実需者との販売契約の締結。 飼料作物は、利用供給協定の締結。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を作成していること。 その他の作物は別途要件あり
4	二毛作・二期作支援(二毛作)	2	10,330	麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、飼料用米、加工用米、そば(二毛作・二期作)	利用供給協定の締結。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を作成していること。
5-1	耕畜連携支援(わら利用)	3	8,490	飼料用米(基幹作)	利用供給協定の締結。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を作成していること。
5-2	耕畜連携支援(資源循環)	3	8,490	WCS用稻(基幹作)	利用供給協定の締結等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付することも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙1)

二毛作・二期作支援のその他の要件

二毛作・二期作支援の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫及び出荷・販売を行うこと。

(1)麦

農協等との出荷契約または実需者との販売契約を締結していること。

(2)大豆

農協等との出荷契約または実需者との販売契約を締結していること。

(3)飼料作物

利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4)飼料用米

- ・新規需要米取組計画(需要に応じた米生産の推進に関する要領)の認定を受けていること。
- ・生産性向上のための課題に対する取組として、別紙2の取組のうち1つ以上に取組むこと。

(5)WCS用米

新規需要米取組計画(需要に応じた米生産の推進に関する要領)の認定を受けていること。

(6)加工用米

加工用米取組計画(需要に応じた米生産の推進に関する要領)の認定又は加工用米出荷契約(需要に応じた米生産の推進に関する要領)を締結していること。

(7)そば

農協等との出荷契約または実需者との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そばのうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」を作成すること。直売所での販売については直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

二毛作・二期作支援のその他の要件の確認方法

(1)麦

出荷・販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」により確認する。

(2)大豆

出荷・販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」により確認する。

(3)飼料作物

利用供給協定書又は、自家利用計画書により確認する。

(4)飼料用米

- ・新規需要米取組計画及び新規需要米生産出荷一覧表により確認する。
- ・生産性向上の取組を行ったことがわかる書類

(5)WCS用米

新規需要米取組計画及び新規需要米生産出荷一覧表により確認する。

(6)加工用米

加工用米取組計画又は加工用米出荷契約書及び加工米生産出荷一覧表により確認する。

(7)そば

出荷・販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」により確認する。

(別紙2)

飼料用米の生産性向上のための取組

取組内容	備考
多収品種の導入	
不耕起田植技術	
排水対策	明暗きょ排水の整備、心土破碎
育苗・移植作業の省力化	直播栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培
土づくり	堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用
肥料の低コスト化、省力化	土壤分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥
農薬の低コスト化、省力化	種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除
立毛乾燥	
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
集積・団地化((①から⑤)の条件に基づく、一連の農作業に支障が生じない2筆以上の水田であること)	①畦畔で接続②農道又は水路等を挟んで隣接③各々一隅で接続④段状に接続⑤耕作者の宅地に接続
施設・機械の共同利用	
収穫・流通体制の改善	フレコン・バラ出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託
地域内流通	交付申請者と同じ市町の需要者への出荷

(別紙2)

耕畜連携支援(わら利用)の利用供給協定に含まれるべき事項

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項

耕畜連携支援(資源循環)の利用供給協定に含まれるべき事項

- (1)取組の内容
- (2)WCS用稻を生産する者
- (3)堆肥を散布する者
- (4)ほ場の場所及び面積
- (5)堆肥の散布時期及び散布量
- (6)利用供給協定締結期間
- (7)堆肥散布条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (8)その他必要な事項